

15 優 待

(1) 向日市役所本館・女性活躍センター前駐車場の利用（向日市独自制度）

フラップ方式にて管理・運営を行っています。

以下の方は無料（一部時間制限あり）で利用できます。

◇対 象 市役所での手続、相談。永守重信市民会館、向日市立図書館、文化資料館、女性活躍センター及び展望レストランの利用者（1時間以内に限り免除）。

市主催の会議等への出席者。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

◇利用方法 用務先の課又は女性活躍センターから駐車券を受け取ってください。手帳等をお持ちの方は、財産管理課又は女性活躍センターへお声掛けください。

精算機にて駐車位置の番号を入力し、精算ボタンを押した後、駐車券を挿入し、10分以内に在庫してください。

◇問 合 せ 財産管理課 TEL 874-1623 FAX 922-6587

※向日市福祉会館の利用も、上記の手帳等をお持ちの方は無料で利用できます。

福祉会館受付（2階）に、駐車券と上記の手帳等をご提示ください。

(2) 向日市福祉会館の利用（向日市独自制度）

◇対 象 福祉関係団体

◇申込方法 利用する日の3か月前～3日前まで申込みが可能です。

◇受付時間 午前9時～午後5時（月曜日～金曜日、祝祭日は除く）

◇問 合 せ 向日市福祉会館 TEL 931-3322 FAX 933-4425

(3) 向日市民体育館施設の利用（向日市独自制度）

体育館の施設（体育室、会議室、卓球室）の利用料金が半額になります。

体育室、会議室を予約するには、京都府・市町村共同公共施設案内予約システムの登録が必要です。

◇対 象 利用者の2分の1以上が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で構成される団体
※身体障害者手帳などの提示が必要

◇利用時間 午前9時～午後9時

卓球室は、利用したい日の1ヶ月前の10時から電話で、予約ができます。

◇対 象 者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

- ※身体障害者手帳などの提示が必要
- ◇利用時間 午前10時～午後8時
- ◇問合せ 向日市民体育館 TEL 932-5011 FAX 934-1657

(4) 向日市健康増進センターの利用（向日市独自制度）

健康増進センタートレーニングルームの利用料金が半額になります。

- ◇対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
※身体障害者手帳などの提示が必要
- ◇利用時間 午前9時～午後9時
(第2・第4木曜日は休館、祝日に当たる時はその翌日)
- ◇問合せ 向日市健康増進センター TEL 932-5122

(5) 向日市立図書館自宅配本（向日市独自制度）

向日市立図書館では、身体に障がいのある方のために、「自宅配本」サービスを行っています。

- ◇対象者 向日市在住の身体障害者手帳の交付を受けている方かつ、図書館まで来ることが難しい方
- ◇窓口 向日市立図書館 TEL 931-1181 FAX 931-1081

(6) 郵便による不在者投票

身体に重度の障がいのある有権者で、郵便等投票証明書の交付を受けておられる方は、自宅等現在おられる場所で投票することができます。

- ◇対象者 両下肢、体幹、移動機能障がい（1・2級）
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい（1・3級）
免疫、肝臓障がい（1～3級）
- ◇条件 事前に郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。
- ◇窓口 向日市選挙管理委員会 TEL 874-1483

(7) 電話番号案内料の免除（ふれあい案内）

次の障がいのある方は、事前登録によりNTT西日本の電話番号案内料が免除されます。※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの番号案内をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、番号案内（104番）をダイヤルした場合が対象となります。

- ◇対 象 者 視覚障がい（１～６級）
 上肢、体幹、幼乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（１・２級）
 聴覚障がい（２～４級及び６級）
 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい（３・４級）
 知的障がい者（療育手帳の交付を受けている方）
 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方）
- ◇問 合 せ N T T 西日本ふれあい案内担当
 TEL 0120-104174 FAX 0120-104314
 ※受付時間 午前９時～午後５時
 （土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）
 ※F A Xによるお問い合わせに関する注意事項
 お客様のお名前、F A X番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。

（８）にっぽんほうそうきょうかい えぬえいちけい ほうそうじゅしんりょうげんめん 日本放送協会（NHK）放送受信料減免

下記に該当する方は、日本放送協会の放送受信料が全額又は半額免除されます。

	全額免除	半額免除
身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、その世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	① 視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方が、契約者かつ世帯主の場合 ② 重度の身体障がい者（身体障害者手帳１、２級）の方が契約者かつ世帯主の場合
知的障がい者	療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、その世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	重度の知的障がい者（療育手帳Ａ判定）の方が契約者かつ世帯主の場合
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、その世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	重度の精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳１級）の方が契約者かつ世帯主の場合

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

（９）てんじゅうびんぶつとう ゆうびんりょうきんげんめん 点字郵便物等の郵便料金減免

盲人用点字のみを掲げたものを内容とした郵便物は、第四種郵便物として郵便料金が無料になります。

※相手は点字郵便物、特定録音物等を発受することができる施設に限ります。

※郵便物の表面左上部（横長の場合は、右上部）に「点字郵便物」と記載すること。

※封書の場合は、点字のみの文が確認できるように、封の一部を開封しておく必要があります。

◇問 合 せ 向日町郵便局 TEL 921-0293

(10) ^{あお とり}青い鳥はがき^{むりょうはいふ}無料配布

- ◇対 象 者 重度の身体障がい者（１・２級）又は重度の知的障がい者
（療育手帳にＡ、１度又は２度と表記されている方）
- ◇配布枚数 １人２０枚
- ◇申込期間 ４月１日～５月３１日（土曜日、日曜日に当たる場合は翌営業日）
- ◇配布期間 ４月２０日～５月３１日（土曜日、日曜日に当たる場合は翌営業日）
※配布日以降、郵便局から郵送。なお、配布日以降に郵便局の窓口
に直接申し込んだ場合はその場で交付。申込み、交付の際に手帳
の提示が必要です。
- ◇問 合 せ 郵便局 お客様サービス相談センター TEL 0120-232-886
(携帯電話から) TEL 0570-046-666

(11) ^{けいたいでんわ}携帯電話^{かん}に関する^{わりびき}割引

携帯電話の各事業者が基本使用料等の割引を行っています。詳しくは、各携帯電話
事業者にお問い合わせください。

(12) ^{ふりつしせつりょうきんげんめん}府立施設料金減免

府立施設の入場料等の減免があります。詳しくは、京都府のホームページにある
「障害者福祉のてびき〈最新版〉」をご参照ください。

(13) ^{ふえいじゅうたくゆうせんにゆうきょ}府営住宅優先入居

府営住宅入居者公募の時に優先的に応募できる制度があります。

※入居が決定された場合、連帯保証人が必要となります。

- ◇対 象 者 入居又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当し、住宅に困
窮している者
- ① １～４級の身体障害者手帳所持者
 - ② 重度又は中度の知的障がい者
 - ③ １～３級の精神障害者保健福祉手帳所持者
- ※申し込み資格等の詳しい条件、必要書類等については、募集案内
書をご覧ください。
- ◇申込時期 年３回
(原則、２月・６月・１０月に募集されますが、時期が変更される
場合があります。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。)
- ◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800